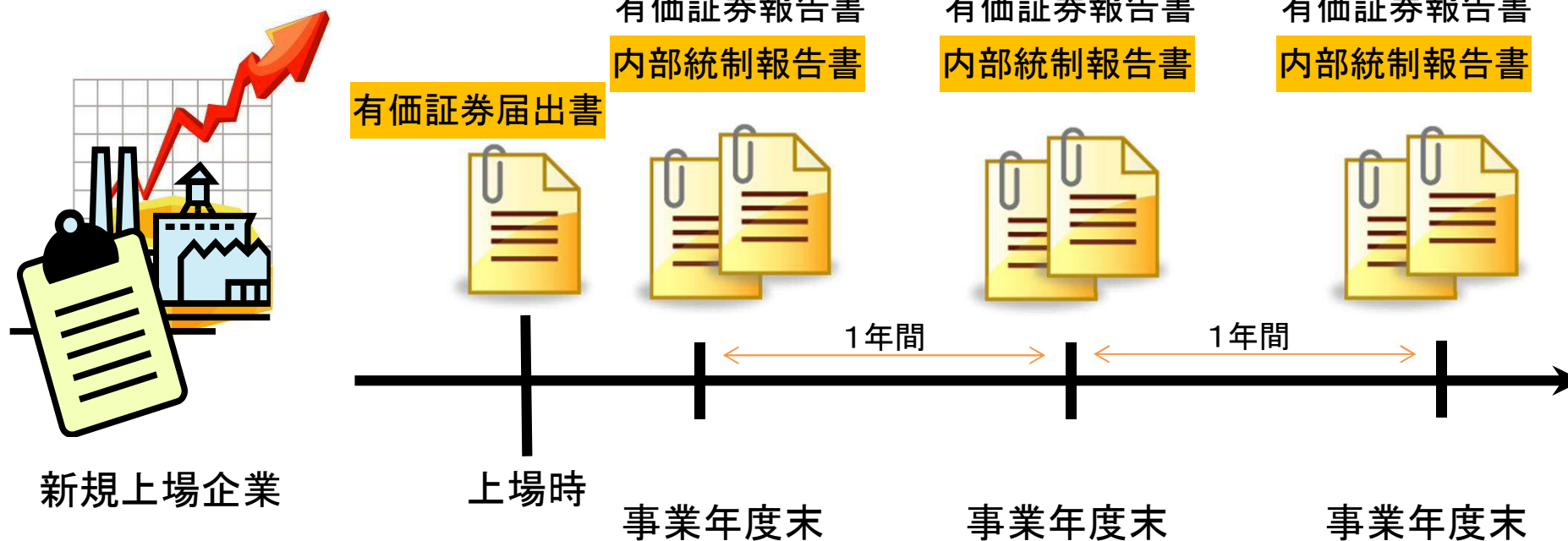


**【事務局説明資料】**  
**新規上場に伴う負担の軽減**

平成25年10月15日(火)

金融庁総務企画局

# 新規上場に伴う開示義務



# 新規上場時の負担の軽減（有価証券届出書）①

---

## 問題意識

○ 新規上場しようとする企業は、上場時に行う募集・売出しのために必要となる「有価証券届出書」において、過去5年間分<sup>(※)</sup>の財務諸表の記載が求められている。

（※）過去5年間のうち、過去2年間分は公認会計士の監査が必要。

（注）昭和46年の証券取引法改正で導入。

○ 新規上場のコストを低減させる観点から、「有価証券届出書」において記載が求められている財務諸表の年数を限定することができないか。

## (参考) 有価証券届出書

○新規上場時に提出する「有価証券届出書」の記載内容等は内閣府令で定められている。  
(企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号の4様式)

- 有価証券届出書（第2号の4様式）の主な記載内容は以下のとおり。

### 第一部「証券情報」

(募集(売出)の額、募集(売出)の方法・条件、引受人の名称、手取金の使途等)

### 第二部「企業情報」

(企業の概要、事業の状況、設備の状況、提出会社の状況、経理の状況(※)等)

(※) 過去2事業年度の連結及び単体財務諸表(公認会計士の監査証明が必要)

### 第三部「特別情報」

過去5事業年度の単体財務諸表のうち、第二部に掲げたもの以外のもの(監査証明不要)

### 第四部「株式公開情報」

(特別利害関係者等の株式等の移動状況、第三者割当等の概況、株主の状況等)

- 「有価証券届出書」には、「添付書類」として、定款や、発行決議を行った取締役会の議事録の写し等を添付することとされている。

## 新規上場時の負担の軽減（有価証券届出書）②

### 検討

○ 新規上場時に提出される「有価証券届出書」に記載する財務諸表については、以下の状況がみられる。

- ① 新規上場以外の上場企業が募集・売出しに当たり「有価証券届出書」を提出する場合には、直近の「有価証券報告書」を活用することが認められているところ、当該直近の「有価証券報告書」では、過去2年間分の監査済み財務諸表の記載で足りることとされている。

(注) このほか、設立後5年未満の企業が上場する場合にも、過去の財務諸表が5年間分に満たない形で有価証券届出書を提出することを認めている。

- ② 新規上場に伴う募集の際に、投資者に交付される「目論見書」には過去2年間分の財務諸表のみが記載されている。
- ③ 新規上場企業に投資する投資者は、当該企業の過去の業績（上場前の業績）ばかりではなく、特に将来性を重視する場合も多いと考えられるが、この点については、平成15年以降、いわゆる「リスク情報」や「経営者による財政状態及び経営成績の分析（MD&A）」の開示の充実が図られ、広く定着していると考えられる。
- ④ 主要国で過去5年間分の財務諸表の記載を求めている例はない（6頁参照）。
- ⑤ 今般、米国において、新興成長企業に限定した措置として、過去2年間分の財務諸表の記載で足りるとする開示簡素化が図られ、国際的な状況にも変化が生じている。

## 新規上場時の負担の軽減（有価証券届出書）③

---

- 以上を勘案し、「有価証券届出書」に記載する財務諸表については、過去2年間分の財務諸表の記載のみ（監査証明が必要）を求めることとしてはどうか。
- － もっとも、新規上場企業が自主的に過去5年間分の財務諸表を記載することまで妨げる必要はないことから、こうした場合には、「有価証券届出書」の「添付資料」として提出することを認めることが適当ではないか。

## (参考) 新規上場時に求められる財務情報の主要国との比較

| 国・地域   | 記載事項   | 特例等  |
|--------|--|--|
| 米国     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2事業年度分の監査済み連結貸借対照表</li> <li>・ 過去3事業年度分の監査済み連結損益計算書、連結キャッシュフロー計算書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JOBS法) 新興成長企業については、過去2事業年度分の監査済み連結財務諸表を記載</li> </ul> |
| EU     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株式) 過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表</li> <li>・ (債券) 過去2事業年度分の監査済み連結財務諸表</li> </ul>       |  |
| 香港     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表</li> </ul>  |  |
| シンガポール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表</li> </ul>  |  |
| 日本     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2事業年度分の監査済み連結財務諸表及び財務諸表</li> <li>・ 過去5事業年度分の財務諸表 (上記2事業年度分は記載不要)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国会社については、過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表のみの記載も可能</li> </ul>      |

## 新規上場後の負担の軽減（内部統制報告書関連）①

---

### 問題意識

- 上場企業は、各事業年度ごとに「内部統制報告書」の提出が求められており、当該「内部統制報告書」には、公認会計士による監査を受けることが必要となっている。
- 当該義務は、上場企業全てに課されるものであるため、新規上場企業も、上場後各事業年度ごとに、公認会計士による監査を受けた「内部統制報告書」の提出が必要となる。
- 新規上場のコストを低減させる観点から、「内部統制報告書」の提出に係る負担を一定期間軽減することができないか。



## (参考) 内部統制報告書

○「内部統制報告書」は、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について、経営者が評価し、その結果を記載した報告書。

(注1) 投資者等に適正な財務情報が開示されることを確保することを目的とし、平成20年4月1日以降開始される事業年度より導入された制度。

(注2) 事業年度ごとに提出することが求められ、投資者等に対して開示されている。

○具体的には、

- ・ 内部統制を整備・運用する責任を負う経営者が、
  - ① 財務報告に係る内部統制について、期末時点において全社/業務プロセスレベルで内部統制の有効性に関する評価を行い、
  - ② 当該有効性の評価結果を記載した報告書（「内部統制報告書」）を作成・開示することが求められている。
- ・ 加えて、当該「内部統制報告書」については、公認会計士が
  - ③ 内部統制の有効性の評価結果を適正に表示しているかどうかについて、監査を行うこととされている。

## 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)②

---

### 検討

○ 経営者による内部統制の有効性の評価と「内部統制報告書」の作成・開示については、

- ① 上場会社の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場会社である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要と考えられること
- ② 米国において新興成長企業に対して講じられた緩和策も、内部統制に係る監査の免除のみであり、「内部統制報告書」の提出義務自体は維持されていること

を踏まえると、経営者による内部統制の有効性の評価や「内部統制報告書」の作成・開示を免除することは、必ずしも適当ではないのではないか。

## 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)③

---

○ 一方で、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査については、

- ① 新規上場企業については、上場時に金融商品取引所から内部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けていること、
- ② 内部統制に係る監査報酬は、一般的に、年間監査報酬額の20%前後を占めていると言われているが、新規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考えられること、
- ③ 今般、最も厳格な内部統制報告制度で知られる米国においても、上場促進のため、新興成長企業を対象に、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたこと、

を勘案すると、新規上場後一定期間に限り「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を免除することが考えられるのではないか。

(注) 当該監査を免除しても、企業は財務諸表監査の前提条件の確認のため、公認会計士から内部統制の整備・運用状況の確認を受けることから、一定のチェックはかかるものと考えられる。

一 もっとも、新規上場企業が自主的に「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を受けることまで妨げる必要はないのではないか。

## 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)④

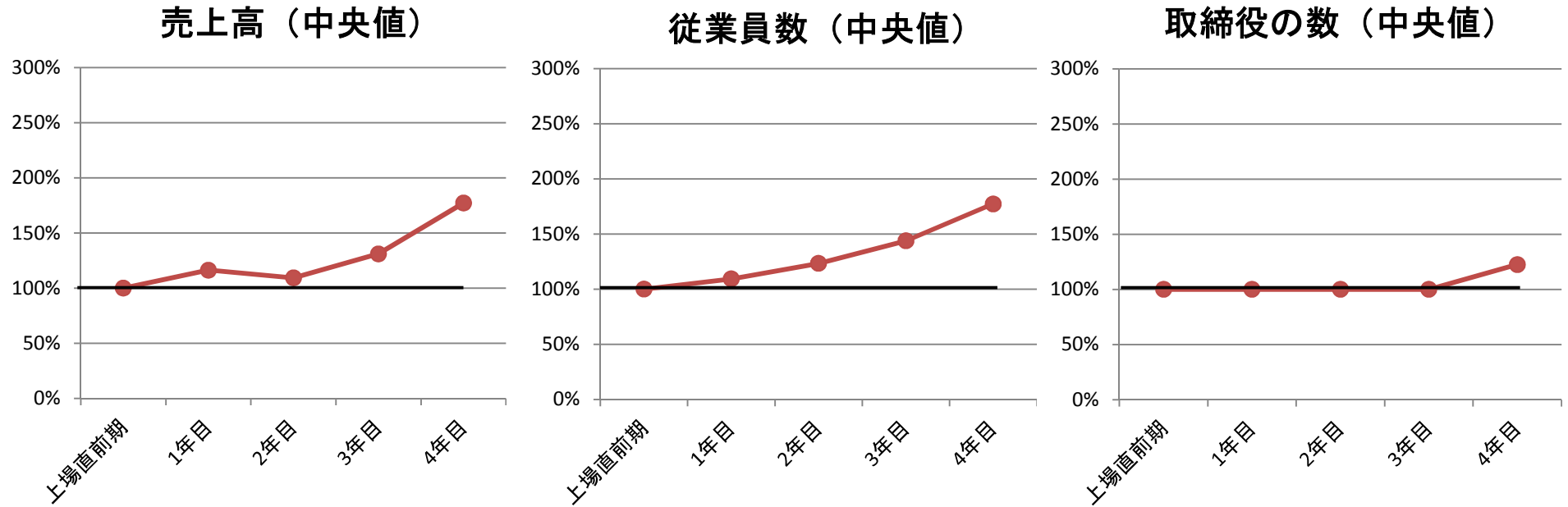
---

○ 仮に以上のような負担軽減措置を講じる場合、当該「一定期間」をどの程度とすることが適当か。

一 新規上場を行った企業について、内部統制環境と関わりが深い売上高、従業員数、役員数を確認したところ（中央値ベース）、上場後3年間は、いずれの指標も上場時からの変化率が50%を下回っており（12頁参照）、この間は、多くの新規上場企業において、企業状態にそれほど大きな変化はないと考えられることから、「3年間」（3回免除）としてはどうか。

（注）米国では「5年間」免除とされているが、一方で、免除対象企業が成長し、免除基準（売上高10億ドル未満等）を満たさなくなった場合には、監査義務を復活させる仕組みとなっている。

## (参考) 平成20年東証上場企業の売上高等の変化



## 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)⑤

---

○ ただし、新規上場企業であっても、その規模に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業は対象外とすることが適当ではないか。

一 その場合の基準としては、

- 公認会計士法においては、大規模な会社（大会社等）については、監査人の独立性等を強化し監査人としての責務を厳格に果たす必要があるとの観点から、有価証券報告書提出会社でない会社の監査（会社法監査）であっても、有価証券報告書提出会社の監査（金商法監査）と同様の厳しい規律が求められていること

を勘案すれば、例えば、この「大会社等」の基準（資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上）を適用することが考えられるのではないか。

## 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)⑥

---

○ なお、免除期間内に上記の基準を超えることとなった企業については、その翌期から、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を義務付けることも考えられるが、

① 基準値到達が視野に入った新規上場企業が、監査負担を避けるため資本金・負債を抑制するおそれがあり、企業の経済活動を歪める懸念があること（新規・成長企業へのリスクマネー供給のための施策でありながら、こうした企業の増資や資金調達を抑制するインセンティブとなりかねないこと）、

② 軽減措置は一定期間（3年間）に限った措置であること（いずれにせよ4年目からは「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査が必要となること）、  
を勘案すれば、あえてこうした措置まで講じる必要性は乏しいのではないか。

（新規上場後3年間は、仮に途中で「大会社等」の基準に該当することになったとしても、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を免除することとしてはどうか）